

女性の職業生活における活躍の推進に関する情報公表

※香川県では、平成6年から女性警察官の採用を開始
※「職員」とは警察官以外の行政職、研究職等

1 採用した職員に占める女性職員の割合

	令和4年	令和5年	令和6年
警察官	23.6%	16.4%	26.7%
職員	69.2%	78.6%	85.7%

2 職員に占める女性職員の割合（令和6年4月1日現在）

	令和4年	令和5年	令和6年
警察官	10.8% (12.9%)	11.3% (13.1%)	11.2% (13.1%)
職員	52.5%	52.5%	53.2%

警察官の（ ）書きは、女性警察官の採用が始まった平成6年以降の採用者に占める女性比率

3 各役職段階に占める女性職員の割合（令和6年4月1日現在）

※（ ）書きは対前年比（ポイント）。

	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査部長以上
警察官	4.7% (2.3)	5.8% (0.0)	4.9% (0.0)	10.0% (0.0)	7.1% (0.2)
警察官 (女性警察官 採用以後)	14.3% (5.2)	8.4% (▲0.3)	7.5% (▲0.2)	11.4% (▲0.2)	9.7% (▲0.1)
	課長級	課長補佐級	係長級	主任級	主任級以上
職員	21.1% (2.1)	45.2% (0.2)	64.7% (0.8)	65.7% (0.1)	56.6% (1.3)

※ 女性警察官の警視、警部等上位の階級の割合が低い点については、必要な経験年数に満たない者の割合が高いことも影響しています。

警察官（女性警察官採用以後）は女性警察官の採用が始まった平成6年以降の職員に占める各階級別女性比率

4 男女の平均した継続勤務年数の差（令和6年4月1日現在）

	男性	女性
警察官	17.1年 (14.0年)	11.4年
職員	20.6年	16.6年

男性警察官の（ ）書きは、女性警察官の採用が始まった平成6年以降の採用者の平均勤続年数

※ 本県における女性警察官は、採用開始が平成6年であることに加え、女性警察官採用・登用拡大計画（平成23年6月策定）以降の採用数が増加したことにより、勤務年数の短い者の割合が高くなっています。

5 男女別の育児休業取得率及び取得期間（令和5年中）

	男性	女性
警察官	44.9%	100%
職員	100%	100%

		1ヵ月未満	1ヵ月以上 ～1年未満	1年以上 ～2年未満	2年以上	計
警察官	男性	38人	6人			44人
	女性		4人	1人	12人	17人
職員	男性	2人				2人
	女性		1人		5人	6人

6 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び取得日数（令和5年中）

	配偶者出産休暇	育児参加休暇	いずれかの休暇を取得
男性	96.0%	81.0%	100%

子育て目的の 休暇取得日数 注1	1日未満	1日以上～ 2日未満	2日以上～ 3日未満	3日以上～ 4日未満	4日以上～ 5日未満
	2人	2人	9人	15人	10人
	5日以上～ 6日未満	6日以上～ 7日未満	7日以上～ 8日未満	8日	
	11人	12人	10人	29人	

注1 取得者の内の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の合計取得日数

7 年次休暇等取得状況（令和5年中）

年次休暇取得実績	12.8日
夏季特別休暇取得実績	5日
合計	17.8日

8 職員の給与の男女の差異（令和5年度）

(1) 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	73.7%
上記「任期の定めのない常勤職員」以外の職員	74.5%
全職員	74.0%

(2) 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

ア 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	92.6%
本庁課長補佐相当職	80.7%
本庁係長相当職	78.9%

イ 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.9%
31～35年	82.7%
26～30年	89.1%
21～25年	83.5%
16～20年	76.2%
11～15年	68.1%
6～10年	73.9%
1～5年	80.4%

【説明欄】

(2) ア 役職段階別集計のうち、本庁部局長・次長相当職に該当する女性職員は、現時点では不在のため、「－」表記としています。

男女差の理由

- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の支給額のうち、男性の割合が大半を占めている。
- ・男性の方が一人当たりの時間外勤務時間が長く、時間外勤務手当の支給額は、男性の方が多くなっている。
- ・パートタイム勤務の会計年度任用職員は全体に与える影響が微小の為、除外して算出している。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。